

男女平等苦情処理相談員の委嘱について(報告)

1. 男女平等苦情処理相談員（2名）

中澤 さゆり 弁護士（南鷹法律事務所）

杉野 公彦 弁護士（ひめしゃら法律事務所）

2. 任 期

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで